

令和3年度 豊中市プレミアム付商品券事業総合業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

1. 目的

豊中市では、市内協力店舗等で使用できる「(仮称)プレミアム付商品券」を発行し、市民の消費を喚起することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の店舗等を応援することを目的とした「豊中市プレミアム付商品券事業」を実施します。ついては、必要な人的・物的資源を持つ事業者の支援を求めるため、本事業の委託業者を選定する企画提案の公募型プロポーザルを行います。

2. 業務概要

(1) 業務の名称

令和3年度 豊中市プレミアム付商品券事業総合業務

(2) 業務の内容

別添「令和3年度 豊中市プレミアム付商品券事業総合業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和4年(2022年)3月31日

(4) 提案上限額

280,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、応募書類等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。複数企業が共同提案する場合は、構成員である全ての企業が要件を満たすものとします。応募書類等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと

(2) 豊中市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと

(5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人等でないこと

(6) 労働関連法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと

(8) プライバシーマーク又は同等の個人情報保護に係る第三者認証を取得していること

4. 日程（いずれも、令和3年（2021年））

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 実施要領等の公表 | 8月6日（金） |
| (2) 質問事項の締切 | 8月11日（水） |
| (3) 質問事項への回答 | 8月13日（金） |
| (4) 応募書類提出期限 | 8月20日（金） 正午 必着 |
| (5) 書類審査結果通知 | 8月24日（火） |
| (6) プレゼンテーション審査 | 8月25日（水） [予定] |
| (7) 結果通知発送 | 8月27日（金） [予定] |
| (8) 委託契約の締結 | 8月下旬 [予定] |

※質問、応募書類等は実施要領等の公表日から提出可能とする

5. 質問の受付

本要領の内容に不明点がある場合は、事務局まで質問書（任意）を電子メールにて提出してください。

(1) 提出期限

令和3年（2021年）8月11日（水） 必着

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年（2021年）8月13日（金）までに市のホームページに回答を掲載し、個別には回答しません

6. 応募方法

(1) 応募書類の種類

No	応募書類の内容	様式について
①	プロポーザル参加表明書	様式1
②	企画提案書 ※企画提案書は「7.選定方法（3）審査基準」により、審査するため、この内容に留意して作成してください	任意様式
③	見積書	様式2
④	見積の内訳書	任意様式
⑤	団体の概要書（企業概要など）	任意様式
⑥	入札参加停止措置等状況調書	様式3
⑦	関連する業務実績	任意様式
⑧	①から⑦を格納した電子媒体	CD-R か DVD-R

(2) 提出方法

持参・郵送のいずれかとします。

(3) 提出先

都市活力部 産業振興課（後記11. 応募先、質問先及び問合せ先を参照）

※提出後の書類の返却には応じません。

(4) 提出期限

令和3年（2021年）8月20日（金） 正午 必着

※応募書類の分割提出は認めません。また、応募書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とさせていただきます。

(5) 提出部数

正本1部、副本8部 ※⑧は1部（CD-RまたはDVD-R）のみ提出してください。

7. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し、応募事業者が5者を越えた場合のみ、事前に第一次審査（書類審査）を行います。第二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。審査の結果、順位が1位の提案者の得点が、全体配点の50%未満の場合、優先交渉権者とせず、後日、提案公募のやり直しを行います。なお、審査結果は、審査委員会として最終合議のうね一本化して確定するものとします。また、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

① 日 時：令和3年（2021年）8月25日（水）〔予定〕

※時間・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。

② 発表時間：30分程度（1提案者につき20分以内のプレゼンテーションのあと、審査会委員との10分程度質疑応答）

③プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者として。

④その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて提案者の雇用する従業員とします。

(2) 審査結果の通知

結果は令和3年（2021年）8月27日（金）〔予定〕に郵送にて発送します。

(3) 審査基準

本実施要領の5ページをご確認ください。

(4) 審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページにおいて下記の内容を公表します。

① 最優秀提案事業者の名称、採点結果の合計点及び提案額

② 最優秀提案事業者の選定理由

③ 全提案事業者の名称

④ 全提案事業者の採点結果の合計点

⑤ 審査委員の氏名

※応募が2者であった場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しません。

※③と④の対応関係は明らかにしません。

8. 契約の締結

契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議するものとし、この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがあります。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがあります。選定された優先交渉権者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は、優先順位が次順位の者と協議を行い、成立した場合には当該事業者と契約の締結を行います。

9. 提案者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・本案件期間中に、前記3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・応募書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

10. 留意事項

- ① 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及び説明会に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ② 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え及び再提出には応じません。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。また、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがあります。
- ③ 応募書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ④ 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとし、ます。
- ⑤ 本プロポーザルへの応募を取り下げる場合は、速やかに産業振興課まで文書で連絡してください。また、取り下げにより不利益な取り扱いを行うことはありません。
- ⑥ 質問事項の締切以降、本案件に係る質問は受け付けません。

11. 応募先、質問先及び問合せ先

豊中市 都市活力部 産業振興課

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

電話：06-6858-2188 FAX：06-4865-2058

Mail：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

令和3年度 豊中市プレミアム付商品券事業総合業務委託 審査基準

審査項目	審査基準	配点
業務体制	業務を迅速かつ正確に遂行できる事務局やコールセンター等の体制が整っているか。また、市民からの問合せ（苦情や不満を含む）への適切な対応が可能となる体制が整っているか	5
	紙商品券やデジタル商品券の販売方法や店舗募集などの業務手順等を把握できているか	5
業務内容	仕様を満たす商品券発行内容・販売方法が提案されているか。また、納品日やシステム構築等のスケジュール・手順等が示されており、実現可能なものであり、仕様を満たすスケジュールとなっているか	10
	店舗募集の具体的かつ現実的な方法が示されており、参加店舗数を増加させる取組みが提案されているか	5
	参加店舗からの換金請求について、仕様を満たすものとなっているか。また、換金期間の短縮など参加店舗の負担を軽減する取組みが提案されているか	10
	次年度以降のデジタル商品券を活用した施策が実施できるようにシステム構築されているか。また、その他の効果的な活用方法が提案されており、実施可能なシステムとなっているか	15
	参加店舗や市民が認識しやすいポスター等のデザインとなっており、商品券完売に向けた効果的なプロモーションが提案されているか	5
	セキュリティ対策等の具体的かつ現実的な方法が提案されているか。また、システム障害の発生や個人情報等が流出した場合の対処法が提案されているか	5
業務実績	官公庁等で類似業務の実績を有しているか	5
その他	市内事業者への発注可能な業務を十分精査したうえで、発注を検討しているか	5
費用	<p>提案額は必要最小限に抑えられているか</p> <p>A:提案価格（見積書記載額） B:提案上限額（280,000,000円） C:最低提案価格</p> <p>評価点 = 30点（配点） — $(A-C) / (B-C) \times 30$点（配点）</p> <p>※A>Bの場合は、失格 ※提案内容と提案額に整合性がない場合は、評価点に0.5を乗じる ※提案額に根拠がなく当該額では運営不可能と考えられる場合は、評価点に0を乗じる</p>	30
計		100

※公募開始日から過去3年以内に処分歴等がある場合は、内容に応じて減点します。